

平成26年度「しまね家庭の日」・「地域力向上」モデル活動支援事業実施要項

1. 趣旨

青少年育成島根県民会議においては、毎月1回 第3日曜日を「しまね家庭の日」と位置づけ、県民が「家庭」の担う役割の重要性を再認識するために、重点的に普及啓発に取り組んでいる。こうした取り組みの趣旨に賛同する公民館などが実施する親子の活動や青少年の健全育成を図る活動に対して、助成を行うことにより、「しまね家庭の日」を県内に広く普及・啓発するとともに、家族の絆を強め青少年の健全育成を図る。

また、青少年の成長を支えるためには、青少年自身の「自主的な活動」及び「モラルの向上や社会性を育む活動」や大人が行う「青少年に模範を示せる大人自身のモラル啓発」を支援する必要がある、それらの活動で地域活動の拡大に資するものに対して補助を行い、その成果を県内に広く広報し、青少年をはぐくむ地域活動の普及・推進を図る。

2. 対象団体

公民館、青少年育成市町村民会議、青少年育成団体、各種団体等（学校は除く）

3. 対象となる活動

(1) 第3日曜日の「しまね家庭の日」に、各団体や公民館が行う特色ある活動

例：親子で行う体験活動や読書活動の支援など

(2) 青少年自身（小学生から大学生に相当する年齢）が自主的に行う社会貢献活動

例：奉仕体験活動やボランティア活動など

(3) 大人が中心となって実施する「大人が変われば、子どもも変わる運動」「地域環境整備推進運動」

例：地域でのあいさつ運動、マナーアップ運動など

※いずれも、新規の取組みに限る

4. 対象外となる活動

(1) 職員人件費

(2) 既に実施している活動や、単に対象団体の負担を軽減するもの

5. 補助金の交付額及び対象経費

(1) 補助額：1団体につき100,000円以内

(2) 対象経費：謝金、旅費、庁費（図書費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、借料及び損料、雑役務費）

6. 申請

(1) 対象団体が、補助金の交付を受けようとするときは、青少年育成島根県民会議会長あて、申請書（様式1）を会長が別に定める日までに管内市町村民会議会長経由により提出する。

(2) 管内市町村民会議会長は、青少年育成島根県民会議会長あて送付すること。

7. 審査

交付団体については、申請された活動について、目的にかんがみ内容を審査し、速やかに決定し通知する。

8. スケジュール

募集（申請）

(1) 各団体等から市町村民会議への提出期限 6月27日（金）

(2) 市町村民会議から青少年育成島根県民会議への提出期限 7月4日（金）

審査・交付団体決定 7月

交付 7月以降

実施報告締切 3月6日（金）